

令和元年度第3回大都市水道局大規模災害対策検討会 議事要旨

1 開催日

令和2年1月24日（金）午後1時00分から午後5時30分まで

2 会場

東京都水道局（東京都庁第2庁舎22階22C会議室）

3 出席者

45名（別紙出席者名簿のとおり）

4 開催都市挨拶（東京都水道局 理事〈総務部長事務取扱〉岡安 雅人）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、また、会議を精力的に進めていただきまして、本当にありがとうございます。

実は、新型コロナウイルス感染症の2人目の患者が東京から発生したということで、急きよ、東京都の緊急会議がありました。その対応についても、我々水道界にも求められていきますが、最近、色々な災害が発生しています。一昨年の西日本豪雨、昨年の台風で大きな被害がありました。

昨年の台風では関東地方も直撃を受けまして、台風19号では東京都も大きな被害を受けました。

一方で、南海トラフ巨大地震、首都直下地震は必ずくると言われており、発生すれば、間違いなく国難と言われている。そのような状況の中、今、皆さんが検討会にて、南海トラフ巨大地震等の対策の検討を進めていただいていることは、本当に感謝申し上げたい。

今後、皆さんが作成した「南海トラフ巨大地震・全国の水道事業体に向けた緊急提言」を水道界に対して発表していくと事務局から説明を受けています。緊急提言の公表に当たっては、日本水道協会、厚生労働省等と調整いただき、広く全国の水道事業体の皆様に発信し、各水道事業体がそれぞれの立場で緊急提言を参考にいただき、大規模災害対策の強化に取り組んでいただければと思っています。

今後、様々な面での災害対策の検討を続けていただくことと思いますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

5 議事〔議長 東京都〕

（東京都）

僭越ながら、本日の議事の進行は、東京都で進めさせていただきます。

議事内容は、配布させていただいている議題のとおりです。

議題1 南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた緊急提言》（説明：事務局）

(1) 事務局最終版の内容に関する最終確認と承認

○事務局から事務局最終版の内容に関する最終確認について説明

（主な説明事項）

令和元年度第2回検討会後に各都市からいただいた意見を反映し、事務局最終版を作成した。

また、新たに「最終面（案）」を作成し、「大都市水道局大規模災害対策検討会」の説明と緊急提言の作成経過を記載した。本緊急提言は、あくまで、課長級により本検討会にて検討し、決定したものを公表していくものであることから、「まえがき」にも緊急提言の位置づけと、全ての提案を本検討会の構成都市の全てが実施できるわけではないことから、今後、各都市の状況に応じて取組を進めていくという

内容を入れている。

→総論は承認された。緊急提言の原稿については以下のとおりとした。

緊急提言の原稿について、「誤った記述」「誤りと誤解しやすい文章」の視点のみで最終確認を行い、緊急提言を確定することとした。

(2) 全国の水道事業体への周知方法について

○事務局から周知方法についての提案を説明

(主な提案・説明事項)

「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた緊急提言》」を全国の水道事業体に周知することを目的として、可能な限りの方法を用いて周知する。

方法としては、東京都水道局（事務局）ホームページに緊急提言を掲載し、関係機関（厚生労働省、日本水道協会）に紹介をいただけるよう協力を依頼する。また、業界紙へ情報提供を行う。

→主な周知方法について、承認された。

議題2 大都市が協力して実行する対策について

(1) 大都市水道局研修講師派遣制度（仮称）（説明：岡山市）

○岡山市から大都市水道局研修講師派遣制度（案）について説明

(主な提案・説明事項)

令和元年度第2回検討会での討議及び各都市からの意見を踏まえ、「災害派遣活動経験者による全国の水道事業体向けの研修の仕組み（案）」を「研修講師派遣制度（案）」として提案をした。

研修講師派遣制度の事務局（以下「講師派遣事務局」という。）は輪番制とし、講師派遣事務局の主な役割は、講師派遣者リストの登録、講師派遣実績の記録や検討会事務局との調整等とし、講師派遣事務局の負担軽減を図った。また、「研修講師派遣リスト」は、東京都水道局（事務局）ホームページにて公開し、講師派遣を希望する水道事業体が「研修講師派遣リスト」から希望する講師を選び、その講師が所属する都市に講師の依頼を行うことで提案した。

なお、講師派遣制度の実施に当たり、「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」及び「同覚書実施細目」の改正を行い、本制度の実施根拠となる事項を記載することを提案した。（覚書の改定については、議題3にて提案）

大都市間での研修講師を派遣する仕組みについては、大都市は、災害時にリーダー的な役割を果たすことが期待されるため、各都市のスキルアップを図ることを目的とし、大都市間で相互に講師を派遣する仕組みを新設することを提案した。

(主な意見等)

- ・「研修講師派遣者リスト」を公表するのではなく、各都市が派遣可能な研修項目を公表した方が実施しやすいのではないか。
- ・日本水道協会の枠組みによる基本的な事項については、日本水道協会の手引きの改定に伴い日本水道協会での講習会もあると思うので、日本水道協会にお願いし、実務的な講義を本検討会が行うなど役割分担があってもいいのではないか。
- ・依頼元の水道事業体の希望に合う講義内容とするかは、講師の派遣要請を受けた時に、依頼元である水道事業体の状況と研修内容のニーズを把握することが重要である。
- ・試行としてスタートして、どのようにランニングできるのかを検討してはどうか。

→研修講師派遣制度については、以下の内容で実施することとし、令和2年度第1回検討会で、試行（案）を提案することとした。

- ・『試行』（1年から2年程度）という形で実施する。
- ・各都市が派遣可能な研修項目をまとめたものをリストとして公表し、講師派遣の依頼を受ける。

(2) 南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデルの考察（説明：横浜市）

〔資料1〕南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデルの考察

○横浜市から南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデル（案）について提案・説明（事務局より補足）

南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデルは、本検討会で決定し進めていけるものではなく、あくまでも、モデルの1つとして作成するものである。また、本検討会で決まった給水車受援モデルについては、関係機関（日本水道協会、厚生労働省）に情報提供を行うことで進めていきたいと考えている。

（主な提案・説明事項）

南海トラフ巨大地震発生後の想定動きとしては、発生当日の第一段階としては、日本水道協会本部が被害情報や派遣要請の集約を行い、先遣調査隊や情報連絡調整担当水道事業者が被災地方支部長事業体に赴き被害情報の確認や派遣要請規模決定にかかる調整を行う。その後、第二段階として、日本水道協会本部から被災地方支部ごとに受け入れる地方支部の割り振りを行う。その割り振りを行う際、給水車受援モデルが活用される流れとなる。

本給水車受援モデルは、被災想定県市が災害時に関係する相互応援協定都市や姉妹都市等を考慮し、救援都県と救援地方支部を想定した。

なお、内閣府発表の被害想定に基づく断水人口から給水車の必要台数を算出し、被災想定地方支部の応援給水車台数と救援想定地方支部の応援給水車台数を給水車応援台数として、給水車必要台数に占める給水車応援台数の割合から全体のバランスを図った。

〔南海トラフ巨大地震給水車受援モデル（イメージ）〕

被災想定地方支部	救援想定地方支部
中部地方支部	関東地方支部
関西地方支部	東北地方支部・関東地方支部
中国四国地方支部	北海道地方支部・東北地方支部・関東地方支部
九州地方支部	九州地方支部内で対応

（主な意見等）

- ・発災時に備えて、関係機関（日本水道協会や厚生労働省等）が、いくつかをこのような給水車受援モデルを作成しておくことが大事である
- ・給水車受援モデルの活用方法の考えがあれば教えてほしい。

→（事務局より）

被災想定事業者と救援想定事業者とで新たな相互救援の協定等を締結し、それにより、合同防災訓練を実施や、救援のための想定ルートを確認を行うなどの活用方法が考えられる。

→「給水車受援モデル」については承認された。以下のとおりの取組を行うこととした。

- ・検討会で決定した「給水車受援モデル」を日本水道協会へ情報提供し、「地震等緊急時対応の手引き」

に載せることを事務局から日本水道協会へ依頼する。

議題3 「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目」の改訂（説明：大阪市）

○大阪市から「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目」の改訂について提案・説明 （主な提案・説明事項）

覚書の改訂については、昨年度からの「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた緊急提言》」での対策案の討議において、大都市で取組む対策の実行に向けて、必要な事項について本覚書の改訂を行うことで進めてきた。令和元年度第2回検討会での覚書改訂の事項整理と各都市からの意見を基に、覚書及び実施細目の改訂（案）を作成した。改訂時期は令和2年3月を予定。

なお、主な改訂内容等は以下のとおり。

(1) 被災時における情報発信のルール化（実施細目第4条、第5条）〔提案19〕

一定規模の災害時（震度5弱以上等）において、被災事業体が19大都市へメールにて被害状況等の情報発信を行うことを規定。

なお、災害時連絡用メールアドレスは、休日夜間にも受信可能なものとする。

(2) 給水車の相互融通（実施細目第14条）〔提案4〕

相互の都市了解のもと、給水車を他の都市職員でも運転できるよう規定。

あくまでも「できる規定」であり、大都市が全て実施することではなく、双方の都市の了解がある場合に実施できる。

(3) 中継水道事業体の設定（実施細目第15条）〔提案18〕

大都市は中継水道事業体となることを想定し、施設等の情報交換を行うことを規定。

(4) 研修講師の派遣（覚書前書き及び第8条、細目第17条）〔提案21〕

調査研究の結果や参考となる資料は、災害派遣活動の経験と合わせて研修等により、全国の水道事業体へ発信することを規定し、大都市水道局の災害派遣活動経験者による研修講師を、水道事業体からの依頼により、講師派遣を行う。

（主な意見等）

(1) 被災時における情報発信のルール化

・「震度5弱」での情報発信については、震度5弱以上でもよいのではないかという意見もあった。

(2) 給水車の相互融通

・他の水道事業体の職員が給水車を運転することについて、可能な都市と不可能な都市がある。他の水道事業体の職員が運転した際の事故について、各都市は車両保険等の契約内容を確認する必要がある。

(3) 中継水道事業体の設定

・中継水道事業体の活動に係る費用については、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」では、中継水道事業体の費用について、可能な限り特段の費用が発生しないよう留意するとしているので、日本水道協会の考え方と合わせておいた方がいいと思う。

(4) 研修講師の派遣

・議題2にて「試行」となったが、「試行」での実施としても拠り所は必要であるので、改訂は必要と考える。

→覚書改定（案）は承認された。今後は以下のとおり実施する。

・給水車の活用は「できる規定」であり、今後各都市で保険等の状況を調べるなど、活用できるようにしていく。

- ・「震度5弱」での情報発信については、今回の改訂では現行の注意体制と同じ「震度5弱」で改定するが、今後の運用により、必要があれば情報発信の基準等を見直す。
- ・覚書改定手続きは、覚書幹事都市（浜松市）が行う。

議題4 「地震等緊急時対応の手引き」改訂の検討状況（説明：事務局）

○事務局より「地震等緊急時対応の手引き」改訂の検討状況について説明

議題5 令和2年度の開催日程について（説明：事務局）

〔資料2〕令和2年度検討会開催日程(案)

○上記資料により、事務局から令和2年度検討会開催日程(案) 提案・説明
(主な説明事項)

令和2年度第1回検討会は、高知市にて5月28日開催で決定しているところである。令和2年度の開催回数については、緊急提言で大都市が協力して実施する提案の検討を2回、3回と進めていきたいため、3回の開催日程で提案した。

なお、令和元年度第1回検討会にて、第1回以降の検討会開催都市は東京都水道局で承認をいただいているところだが、緊急提言の公表に当たり、南海トラフ巨大地震にて大きな被害が想定されている中部地方支部の地方支部長であり当検討会の会員である名古屋市水道局で開催することにより、第1回の高知市での検討会開催と併せて、南海トラフ巨大地震対策の発信の効果を高めたいため、令和2年度第3回検討会の開催都市は、名古屋市上下水道局と変更させていただいた。

→令和2年度検討会開催日程について、承認された。

議題6 各都市からの情報提供及び意見交換

今年度大都市間で実施した合同訓練等

〔資料3〕南海トラフ巨大地震対処5都市合同水道防災訓練（岡山市）

〔資料4〕浜松市・堺市・さいたま市3市合同水道防災訓練（浜松市）

〔資料5〕大都市水道局5都市合同防災訓練（大阪市）

〔資料6〕京都市上下水道局・名古屋市上下水道局合同防災訓練（名古屋市）

○上記資料により、各都市から今年度大都市で実施した合同防災訓練について報告を受けた。

6 その他

(大阪市)

今年度の検討会でも沢山の議論を重ねてきており、時間が足りずにもっと議論をしたい状況であった。東京都から、緊急提言にて「スカイプ」によるテレビ会議の提案をされている。実現するのはなかなか難しいとは思いますが、来年度に第4回として、テレビ会議による議論の場を設けてはどうか。

災害時におけるICTの活用は共通テーマであり、その中で、災害時にいくつかの大都市がスカイプを使用した打ち合わせができるように訓練も兼ねて、実施に向けた検討をお願いできればと思う。

→（事務局）

来年度の第1回検討会での意見としていただき、皆さんに諮っていききたいと思う。

次回開催予定

[日 程] 令和2年5月28日（木）から5月29日（金）まで

[開催都市] 高知市上下水道局

- [議 事] ① 高知市水道局の震災対策について
② 緊急提言の中から大都市が協力して取り組む対策の検討
③ 研修講師派遣制度の試行(案)の検討
④ 令和3年度検討会開催都市の決定

[現地調査] 高知市上下水道局の震災対策現地調査（予定）

令和元年度 第3回大都市水道局大規模災害対策検討会 出席者名簿

(敬称省略)

	都市名	所属	役職	氏名	フリガナ
1	札幌市水道局	給水部	計画課長	伊藤 誠	イトウ マコト
2		給水部計画課	危機管理担当係長	藤田 将輝	フジタ マサキ
3		給水部計画課	技術職員	庄司 基	ショウジ ハジメ
4	仙台市水道局	給水部	計画課長	渡部 和彦	ワタナベ カズヒコ
5		給水部計画課	技師	腰越 悠気	コシゴエ ユウキ
6		総務部総務課	主事	佐藤 亮太	サトウ リョウタ
7	さいたま市水道局	業務部水道総務課	課長	濱名 浩和	ハマナ ヒロカズ
8		業務部水道総務課	係長	小野寺 寛史	オノデラ タダシ
9		業務部水道総務課	主事	板垣 達也	イタガキ タツヤ
10	東京都水道局	総務部	水道危機管理専門課長	保永 政幸	ヤスナガ マサユキ
11		総務部総務課	課長代理(危機管理統括担当)	福田 武治	フクダ タケハル
12		総務部総務課	主任(危機管理統括担当)	板倉 和恵	イタクラ カズエ
13	川崎市上下水道局	総務部庶務課	担当課長〔危機管理〕	相原 健二	アイハラ ケンジ
14		総務部庶務課	担当係長〔危機管理〕	加藤 雅規	カトウ マサリ
15		水道部水道管理課	主任	関 和人	セキ カズヒト
16	横浜市水道局	総務部	担当課長(危機管理担当)	小川 昭彦	オガワ アキヒコ
17		総務部総務課	危機管理係長	多田 広晃	タダ ヒロアキ
18		総務部総務課	主事	北川 貴巳	キタガワ タカミ
19	新潟市水道局	経営企画部経営管理課	課長補佐	渡辺 勇人	ワタナベ ハヤト
20		経営企画部経営管理課	主査	渡辺 透	ワタナベ トオル
21	静岡市上下水道局	水道部水道企画課	計画係長	早野 康博	ハヤノ ヤスヒロ
22		水道部水道企画課	主任技師	並木 亮	ナミキ リョウ
23	浜松市上下水道部	水道工事課	上下水道部参事 兼水道工事課長	野本 英晴	ノモト ヒデハル
24		水道工事課	技術管理グループ長	村木 義周	ムラキ ヨシチカ
25		上下水道総務課	総務・防災グループ 主任	加藤 安成	カトウ ヤスマサ
26	名古屋市上下水道局	企画経理部経営企画課	主査(地震災害対策)	諏訪 俊輔	スワ シュンスケ
27		企画経理部経営企画課	技師	和田 桂児	ワダ ケイジ
28	京都市上下水道局	総務部総務課	総務課長	橋本 悟	ハシモト サトル
29		水道部管理課	担当課長	山中 伸行	ヤマナカ ノブユキ
30	大阪市水道局	総務部	危機管理担当課長	佐野 洋人	サノ ヒロト
31		総務部総務課	担当係長	越智 秀樹	オチ ヒデキ
32	堺市上下水道局	経営企画室	危機管理・広報担当課長	藪下 一義	ヤブシタ カズヨン
33		経営企画室	主事	國方 祐希	クニカタ ユウキ
34	神戸市水道局	事業部配水課	配水課長	伊賀 正師	イガ マサリ
35		事業部配水課	配水係長	西馬 義和	ニシウマ ヨシカズ
36	岡山市水道局	総務部企画総務課	課長代理	繁田 寛喜	シゲタ ヒロキ
37		配水部配水課	主任	藤本 祥次	フジモト ショウジ
38	広島市水道局	企画総務課	企画総務課長	榊原 茂	マシハラ シゲル
39		企画総務課	主事	大堀 敬太郎	オオホリ ケイタロウ
40	北九州市上下水道局	総務経営部総務課	総務課長	坂元 光男	サカモト ミツオ
41		水道部配水管理課	配水管理課長	是此田 寛和	コレコダ ヒロカズ
42	福岡市水道局	総務部	総務課長	江崎 智美	エサキ トモミ
43		総務部総務課	総務係長	万谷 誠	マンタニ マコト
44	熊本市上下水道局	総務部総務課	課長	藤本 泰二	フジモト タイジ
45		総務部総務課	主幹兼主査	村上 貴彦	ムラカミ タカヒコ